



MEIJI
UNIVERSITY

第38回 明治大学中央図書館企画展示

中田正子展

明治大学が生んだ日本初の女性弁護士



2010年 2011年
10月16日[土]~1月28日[金]

休館日:10/29、11/1、11/30、12/29~1/4

明治大学中央図書館1Fギャラリー
(駿河台キャンパス・リバティタワー内)

主催:明治大学中央図書館 明治大学史資料センター 鳥取市歴史博物館
後援:明治大学法学部 明治大学情報コミュニケーション学部ジェンダーセンター
明治大学法科大学院 日本女性法律家協会 鳥取県弁護士会

ごあいさつ

本展覧会でとりあげます中田（旧姓田中）正子弁護士（1910－2002）は、日本初の女性弁護士のひとりとして知られています。

中田正子弁護士は、1910（明治43）年12月に現在の東京都文京区に生まれました。府立第二高等女学校、女子経済専門学校、日本大学選科生を経て、1934（昭和9）年に明治大学専門部女子部3年次に編入学しました。女子部卒業後は明治大学法学部に進学し勉強に励んだ結果、同窓である久米愛・三淵嘉子両氏とともに、1938（昭和13）年に高等文官司法科試験を突破し女性弁護士の扉を初めて開くこととなりました。

その後、中田弁護士は、1945（昭和20）年に夫の郷里である鳥取県に移り住みます。その5年後には、鳥取市内に中田正子法律事務所を開業し、長きにわたり弁護士として活動しました。鳥取県弁護士会会長（女性初）、日本弁護士連合会理事（女性初）などの要職を歴任し、勲四等瑞宝章などを受章するなど、数多くの功績を残しています。

また、日本初の女性弁護士を養成した明治大学専門部女子部・同法学部についても述べておかなければなりません。ご存知のように、明治大学は1881（明治14）年1月に明治法律学校として開校以来、数多くの法曹を輩出してきました。大正デモクラシーの時代を経て、徐々に女性の社会進出が要請され始めた昭和初期、明治大学は時代に先駆けて専門部女子部を設置し、学部と同じ教員が最新の法学や経済学を講義しました。この女子部が、日本初の女性弁護士誕生の大きな背景であったことは言うまでもありません。

戦後公布された日本国憲法により、法制上は男女平等となりました。現在では女性法曹も珍しくありません。しかし、中田弁護士のような先人の活躍があればこそ、後進の道が開かれていることを忘れてはなりません。

最後になりましたが、貴重な資料をご提供くださるとともに、多くのご助言・ご援助を賜りました中田弁護士のご家族の皆さまをはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

2010年10月

「中田正子展 ―明治大学が生んだ日本初の女性弁護士―」 関係年表

年	年齢	出来事
1881年	明治14年	明治法律学校（明治大学の前身）創立（1月）
1903年	明治36年	専門学校令に基づいて「明治大学」と改称
1910年	明治43年	0 中田正子誕生（現在の東京都文京区、12月）
1920年	大正9年	10 大学令に基づく明治大学認可（2月）
		明治大学校歌公示
1923年	大正12年	13 東京府立第二高等女学校入学（4月）
1928年	昭和3年	18 女子経済専門学校入学（4月）
1929年	昭和4年	19 明治大学専門部女子部開校
1931年	昭和6年	21 日本大学法学部に選科生として入学（4月）
1934年	昭和9年	24 日本大学法学部選科生の課程を卒業
		明治大学専門部女子部3年次に編入学
1935年	昭和10年	25 明治大学専門部女子部卒業（3月）、同法学部に進学
1937年	昭和12年	27 高等文官司法科試験の筆記試験のみ合格（女性初）
1938年	昭和13年	28 高等文官司法科試験に合格（女性初）
1939年	昭和14年	29 弁護士試補修習が始まる
		中田吉雄と結婚
1940年	昭和15年	30 弁護士試補試験合格、正式に弁護士となる（女性初）
		第一東京弁護士会に登録（7月）
		（この年）『主婦之友』に法律相談記事連載開始、明治大学専門部女子部「婦人法律相談所」で法律相談担当
1941年	昭和16年	31 太平洋戦争開戦
1944年	昭和19年	34 明治大学専門部女子部が明治女子専門学校となる
1945年	昭和20年	35 鳥取県八頭郡若桜町に移住（4月）
		終戦（8月）
1946年	昭和21年	36 長女誕生（10月）
1948年	昭和23年	38 鳥取県弁護士会に入会
1949年	昭和24年	39 次女誕生（1月）
		新制明治大学発足
		日本弁護士連合会発足
1950年	昭和25年	40 明治大学短期大学発足（明治女子専門学校等の後身）
		鳥取市内に「中田正子法律事務所」開業
1951年	昭和26年	41 長男誕生（3月）
1952年	昭和27年	42 鳥取家庭裁判所調停員就任
1969年	昭和44年	59 鳥取県弁護士会会長就任（女性初）
		日本弁護士連合会理事就任（女性初）
1974年	昭和49年	64 藍綬褒章受章
1981年	昭和56年	71 勲四等瑞宝章受章
1985年	昭和60年	75 夫・中田吉雄死去
1986年	昭和61年	76 労働相から鳥取機会均等調停委員委嘱
2002年	平成14年	92 死去（10月）

（参考文献）『明治大学小史』（学文社、2010年）、『日本初の女性弁護士中田正子』（鳥取市歴史博物館、2006年）

（注）年齢はその年に迎える満年齢

「中田正子展 ―明治大学が生んだ日本初の女性弁護士―」によせて

明治大学副学長・明治大学史資料センター副所長
山泉 進（法学部教授）

日本初の女性弁護士・中田正子は、旧姓を田中正子といい1910（明治43）年東京小石川に生まれた。新渡戸稲造が校長をつとめる女子経済専門学校（現・新渡戸文化短期大学）に進学、法律への興味から日本大学法学部の選科生となった。後、明治大学専門部女子部の三年生に編入、法学部に進学し、1938（昭和13）年の高等文官司法科試験に女性として初めて合格した。他に久米愛・三淵（当時は武藤）嘉子が合格、いずれも明治大学出身者で、以後の女性法曹のパイオニアとなった。1940（昭和15）年、弁護士登録をおこなった。同年、島田鉄吉女子部長のもとに婦人法律相談所が開設されたので、弁護士としてその活動を支援した。

ところで、「日本の法律は女性のためには非常に不利に出来ています」と合格直後の田中正子が語っているように、戦前の日本社会では女性の社会進出は厳しく制限されていた。弁護士においても、弁護士法で「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子」と資格が決められていて、女性が弁護士になる道は閉ざされていたのである。ところが、1933（昭和8）年、弁護士法が「帝国臣民ニシテ成年者タルコト」と改正され、法律上は女性が弁護士となることが可能となった。明治大学では、女子の高等教育への要求が強まるなかで、1925（大正14）年には聴講生として女子学生を受け入れてきた。1927（昭和2）年、法学部教授会は女子部設置にむけて動き出し、1929（昭和4）年4月から専門部女子部を開設、講義が開始された。開校式において、当時の横田秀雄学長は、学問研究における男女の機会均等、女性の法律上・社会上の地位改善を訴えた。

1939（昭和14）年、鳥取県出身の中田吉雄と結婚、戦後は、参議院議員となった夫の郷里に移り、1950（昭和25）年、鳥取市馬場町に「中田正子法律事務所」を開業した。1969（昭和44）年、女性として初めて鳥取県弁護士会会長に選出された。以後、女性初の日本弁護士連合会理事、鳥取機会均等調停委員、鳥取家庭裁判所参与員、等を歴任、1974（昭和49）年に藍綬褒章、1981（昭和56）年には勲四等瑞宝章を受章した。2002（平成14）年10月、91歳で亡くなるまで、中田正子の信念は、〈弱い女性の人権を守ること〉にあった。

明治大学は、2009年鳥取県・鳥取大学と社会連携に関する協定書を締結、今回の「中田正子展」もその連携事業の一つとして行われるものである。同時に明治大学リバティアカデミーでは、連携講座「鳥取県と明治大学—日本初の女性弁護士・中田正子と明治大学創立者・岸本辰雄」を開催する。明治大学は、明治法律学校として誕生し、来年、創立130年を迎える。建学の理念とするところは、校歌に「権利自由」「独立自治」と謳われ、いま「〈個〉を強くする大学」としてアピールしている。明治大学史資料センターでは、「人権派弁護士研究会」を組織し、その活動を発掘し、顕彰につとめている。中田正子は、女性初の弁護士として、女性の人権擁護のために生涯をささげたということにおいて明治大学の建学の理念そのものを生きた人であった。



中田正子法律事務所前で 1980年



弁護士開業当初の中田正子（昭和10年代なかば）

明治大学専門部女子部の誕生

明治大学史資料センター研究調査員
長沼秀明（文学部兼任講師）

■女子部創設の年

明治大学専門部に女子部が創設されたのは、1929（昭和4）年のことである。この年は、世界大恐慌の年であった。日本経済は未曾有の不況に見舞われていた。小津安二郎監督の映画「大学は出たけれど」が公開されたのは、この年である。大学生の就職難は深刻であった。厳しい経済状況のなか、明治大学は、女性法曹、および実業界で活躍できる女性の育成を目的として、法科と商科とからなる専門部女子部を創設したのであった。

■文部省の主導

明治大学専門部女子部の創設にあたっては、明治大学の関係者のみならず、当時の文部省さらには政府が、決定的に重要な役割を果たしている。従来、明治大学専門部女子部の創設は、女性弁護士の制度化に対応した教育機関の設置としてとらえられてきた。そして、文部省の関与については、経費の問題や、女性の大学教育に対する、いわば抑制的な政策から、女性弁護士養成機関の設置を私立学校に委ねたものとして、これを消極的に解釈する見解が主流であった。しかし、1928（昭和3）年の「女子専門部設置及計画書類」中の「女子部設置ニ付テ」の最終部には、次のような記述がある。

本件女子部設置ノ計画ヲ為スニ至レル経路ハ左ノ如シ大正十五年文部省専門学務局長（現文部次官）カ之ヲ発意シ某氏ヲ通シテ明治大学ニ^{しょうよう}懇請シ来リタルヲ以テ慎重考究中ニ在リシ処（後略）

この史料は、明治大学専門部女子部の創設が1926（大正15）年の文部省側の発意に始まることを明確に伝えている。この時の文部省専門学務局長は栗屋謙である。

専門部女子部の創設から遡ること12年前の1917（大正6）年、内閣直属の教育諮問機関として臨時教育会議が設置された。同会議は、第一次世界大戦後の政治・経済・社会情勢に対応する

学制改革をめざして、教育制度全般にわたる審議を行なった。大学教育については、翌年、私立の学校を大学として正式に認可する方針を答申し、政府はこの答申をうけて大学令を制定した(1919・大正8年施行)。女子高等教育の拡充の前提として、まずは大学そのものの拡充があったのである。

臨時教育会議は、女子教育の「改善」(諮問第六号)について、激しい意見対立のなか審議を行なった。そして、答申では「女子ノ為ニ専門學術ヲ教授スベキ高等ノ学校」を設置することを認め、専門学校令による女子高等教育の拡充策を打ち出した。

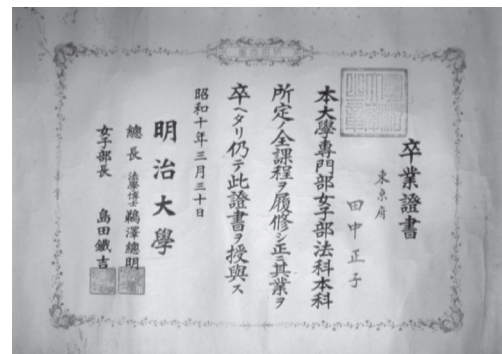
臨時教育会議が専門学校令による女子高等教育機関の開設を促したことの意味は、このうえなく大きい。なぜなら、この後、先に見たとおり文部省専門学務局長の発意があり、明治大学専門部女子部が、専門学校令によって創設されたからである。

■鳥取県と明治大学

しかしながら、明治大学専門部女子部の誕生をめぐるのは、未だ残された大きな疑問がある。それは、女性に法律学(および商業・経済学)を教授するために新たに開設されるべき学校は、なぜ明治大学に置かれる必然性があったのか、という最も重要な問いである。この最大の疑問を解く鍵は、中田正子が活躍した鳥取という地に生まれた岸本辰雄らが創立した、明治大学の建学の精神にこそあると思われる。



専門部女子部謝恩会記念写真 1935年



専門部女子部卒業証書 1935年

自立・自主を胸に法の扉を叩き続けた女性法律家のあゆみ

横溝正子（弁護士）

■「弁護士ハ日本臣民ニシテ男子タルコト」を打ち破って初の女性弁護士誕生



法服姿の中田正子弁護士

1893（明治26）年に制定された日本初の弁護士法には、弁護士の要件として「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」と定められていた。

1936（昭和11）年に男子たることが削除され女性にも道が開かれた改正弁護士法のもとで1938（昭和13）年に、中田正子、久米愛、三淵嘉子の3名が女性として初めて高文司法科試験（今の司法試験）に合格し、修習を終えた1940（昭和15）年に初の女性弁護士になった。3人とも明治大学女子部・法学部出身である。

女性には参政权がない、原則として相続権もない、妻となると法律行為のできない無能力者とされ自分の財産の管理さえできない。

母となっても親権は父が独占し女性は親権者になれないなど、性差別の強固な明治憲法下であって、他大学に先がけて1929（昭和4）年に、

専門部に法律・経済の女子部を開設した明治大学の開明的先見性と実行力が10年後に結実したのである。

当時の新聞は3名の写真入で「法廷に美しき異彩」「抱負も豊かに登場」と大見出しで報道している。これを機に明治大学へは志ある女性が集まるようになり「女性法曹は明治」という一時代を画するようになった。

■初の女性裁判官、検察官誕生。日本女性法律家協会設立

男女平等が明記された日本国憲法施行2年後の1949（昭和24）年、初の女性裁判官2名三淵嘉子、石渡満子、検察官門上チエ子が誕生した。

裁判官2名とも明治出身である。

女性法曹の揺籃期ともいえるべき1938年から1950（昭和25）年までの12年間で女性の合格者は22名、内21名は明治出身者で、まさに明治の独壇場である。

その中には女性初の弁護士会々長、初の日本弁護士連合会理事となった中田正子。初の家

庭裁判所々長となった三淵嘉子をはじめ、読売新聞の「人生案内」の回答者として、また多数の著作、多彩な法廷活動で著名な弁護士鍛冶千鶴子、初の高等裁判所長官になった野田愛子、初の地方裁判所々長になった寺沢光子など大きな足跡を残した先人がある。また先駆的民法学者で法学博士、短期大学学長（1964～1965年）になった立石芳枝教授がいる。その後も枚挙にいとまがないほど人材を続出している。

1950年、女性法曹は弁護士10名、裁判官3名、検察官2名という状況下で弁護士久米愛が会長となって日本女性法律家協会を設立した。国際女性法律家連盟にも加入し、久米愛を国連日本代表として送り出している。当時の意気込みがうかがえる。あれから60年今や女性法曹は裁判官570名、検察官320名、弁護士4670名の時代となった。

■ 1940年以降の女性をとりまく法の動き、4つのエポック

① 明治憲法（1889・明治22年）

女性の従属的地位の定着

参政権、相続権がない

妻は無能力、母は親権者になれない

② 日本国憲法（1946・昭和21年）

法の下での平等、家族生活における両性の平等にもとづく民法、選挙法などの大改正

③ 女性差別撤廃条約批准（1985・昭和60年）

取り残された差別の撤廃

民法、国籍、労働、教育、社会保障などの分野の改正

④ 男女共同参画基本法（1999・平成11年）

差別解消から共同参画へ

■ 法の扉を叩き続け、判例を動かし、法改正を導く

法律家は法と良心に従って業務を行う。

法は公正が命題であり国民の合意の結実であるが、法は時として、時代にそぐわなくなり公正さに欠けるようになることがある。公正で調和のとれた活力ある社会を支える司法は、人々の行動や価値観の変化によく対応しなければならない。

前記法の動きと関連づけて

離婚に伴い親権者を父とするか母とするか

財産分与、年金、退職金の配分は。

相続における男女差別

定年、賃金、昇給・昇格の男女差別

環境問題、食の安全、など

の判例をあげて、女性法律家が志した初心を忘れず、市民の目線で、本人と手を携えて不合理に挑戦し、法の扉を叩き続け、判例を動かし、法改正を導いたいくつかの例をお話し、公正で調和のとれた活力のある法治社会のための法律家の役割を共に考えてみたい。



第38回 明治大学中央図書館企画展示

中田 正子 展 ー明治大学が生んだ日本初の女性弁護士ー

主 催：明治大学中央図書館 明治大学史資料センター 鳥取市歴史博物館

後 援：明治大学法学部 明治大学情報コミュニケーション学部ジェンダーセンター
明治大学法科大学院 日本女性法律家協会 鳥取県弁護士会

発 行：明治大学図書館(東京都千代田区神田駿河台1-1)

発行日：2010年10月16日

制 作：(株)サンヨー